

戸田市自転車駐車場指定管理者募集要項

戸 田 市

令和7年4月

戸田市自転車駐車場指定管理者募集要項・目次

1	施設の概要	P 1～P 3
	(1) 名称と所在地	< P 1 >
	(2) 基本方針	< P 1 >
	(3) 施設概要	< P 2～P 3 >
2	管理に当たっての条件	P 3～P 10
	(1) 管理基準	< P 3～P 5 >
	(2) 指定管理者が行う業務	< P 5～P 6 >
	(3) 管理に要する経費	< P 6～P 7 >
	(4) 指定予定期間	< P 7 >
	(5) 指定管理者と市との業務役割分担	< P 8～P 9 >
	(6) 指定管理業務の継続が困難になった場合における措置に関する事項	< P 9～P 10 >
3	申請の手続	P 10～P 17
	(1) 応募資格	< P 10 >
	(2) 応募の制限	< P 10～P 11 >
	(3) 提出書類	< P 11～P 15 >
	(4) 質問事項の受付	< P 15 >
	(5) 説明会の実施	< P 16 >
	(6) 留意事項	< P 16～P 17 >
4	指定管理者候補者の選定等	P 17～P 18
	(1) 指定管理者候補者の選定	< P 17～P 18 >
	(2) 選定に当たっての審査基準	< P 18 >
	(3) 審査のポイント	< P 18 >
	(4) 選定に当たっての審査方法等	< P 18 >
	(5) 審査結果の公表	< P 18 >
	(6) 申請者に対する自己情報の開示	< P 18 >
5	指定管理者候補者選定後の手続	P 18～P 19
	(1) 仮協定の締結	< P 18～P 19 >
	(2) 指定管理者の指定方法・協定の締結	< P 19 >
	(3) 引継ぎ・準備行為の実施	< P 19 >
	(4) その他	< P 19 >
6	スケジュール	P 19～P 20
7	問い合わせ先	P 20

資料関係

- ・資料1「戸田市自転車駐車場指定管理者制度業務仕様書」
- ・資料2「施設の改築及び修繕の実施並びに費用負担区分」
- ・資料3「指定管理者文書取扱いについて」
- ・資料4「戸田市自転車駐車場現行使用料及び上限額」
- ・資料5「戸田市自転車駐車場の利用状況（令和3年度～5年度の定期利用・一時利用）」
- ・資料6「戸田市自転車駐車場の使用料収入実績（令和3年度～5年度）」
- ・資料7「戸田市自転車駐車場の収支状況（令和3年度～5年度）」
- ・資料8「戸田市指定管理者候補者審査基準」
- ・資料9「提出資料の綴り方について」

様式関係

- ・様式1－1「戸田市自転車駐車場指定管理者指定申請書」
- ・様式1－2「指定管理者の指定に係るグループによる申請書」
- ・様式2「誓約書」
- ・様式3「戸田市自転車駐車場指定管理者事業計画書」
- ・様式4「募集要項の内容等に関する質問書」
- ・様式5「説明会参加申込書」
- ・様式6「辞退届」

戸田市自転車駐車場指定管理者募集要項

戸田市自転車駐車場（以下「自転車駐車場」という。）の管理運営を効果的かつ効率的に実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び戸田市自転車駐車場条例（昭和60年9月27日条例第15号）第16条の規定により、以下のとおり指定管理者の募集を行います。

なお、業務の詳細については、資料1「戸田市自転車駐車場指定管理者制度業務仕様書」を参照してください。

1 施設の概要

（1）名称と所在地

名称	所在地
戸田公園駅南第1自転車駐車場	戸田市本町4丁目1528番4
戸田公園駅南第2自転車駐車場	戸田市本町4丁目2084番1
戸田公園駅北自転車駐車場	戸田市本町4丁目1528番4
戸田駅南自転車駐車場	戸田市大字新曽字柳原338番4
戸田駅北第1自転車駐車場	戸田市大字新曽字柳原338番2
戸田駅北第2自転車駐車場	戸田市大字新曽字柳原676番2
北戸田駅南自転車駐車場	戸田市大字新曽字芦原1975番7
北戸田駅北自転車駐車場	戸田市大字下笹目字谷口113番4

（2）基本方針

自転車駐車場は公の施設であり、自転車等を利用する者の利便を図るとともに、駅周辺の環境整備に資するため、設置されたものです。その設置目的を踏まえ、適正な管理に努めるとともに、施設の利用に際しては平等かつ公平な取扱いを行い、市民の信頼に応える必要があります。

また、創意工夫のある各種事業の企画や効率的な運営を行うことなどにより、施設利用者の多様なニーズに応え、質の高いサービスの提供を図り、効果的・効率的な管理運営を目指す必要があります。

(3) 施設概要

戸田公園駅

名称		戸田公園駅南第 1 自転車駐車場	戸田公園駅南第 2 自転車駐車場	戸田公園駅北自転 車駐車場
所在地		戸田市本町 4 丁目 1528 番 4	戸田市本町 4 丁目 2084 番 1	戸田市本町 4 丁目 1528 番 4
敷地面積	1 階	911	1, 471	1, 105
	2 階	603	895	791
ラック台数	1 階	514	803	508
	2 階	406	976	553
平置台数	1 階	147	283	175
	2 階	65	30	125
バイク台数		—	56	20
駐車台数合計		1, 132	2, 148	1, 381
駅単位での駐車台数		4, 661		
管理棟数		1	1	1
1 階設置日		S60. 11. 1	H1. 3. 27	S60. 11. 1
2 階設置日		H3. 12. 25	H9. 12. 22	H3. 12. 25
ラック入替日		H28. 4. 1		

戸田駅

名称		戸田駅南自転車駐 車場	戸田駅北第 1 自転 車駐車場	戸田駅北第 2 自転 車駐車場
所在地		戸田市大字新曽 字柳原 338 番 4	戸田市大字新曽 字柳原 338 番 2	戸田市大字新曽 字柳原 676 番 2
敷地面積	1 階	1, 264	1, 033	886
	2 階	—	399	—
ラック台数	1 階	880	490	516
	2 階	—	392	—
平置台数	1 階	178	159	146
	2 階	—	—	—
バイク台数		24	10	33
駐車台数合計		1, 082	1, 051	695
駅単位での駐車台数		2, 828		
管理棟数		1	1	1
1 階設置日		S60. 11. 1	S60. 11. 1	H28. 3. 8
2 階設置日		—	H19. 10. 1	—
ラック入替日		H28. 4. 1		

北戸田駅

名称		北戸田駅南自転車駐 車場	北戸田駅北自転車 駐車場
所在地		戸田市大字新曽 字芦原 1975 番 7	戸田市大字下笹目 字谷口 113 番 4
敷地面積	1 階	1,012	1,332
	2 階	—	946
ラック台数	1 階	541	778
	2 階	—	882
平置台数	1 階	108	152
	2 階	—	—
バイク台数		60	10
駐車台数合計		709	1,822
駅単位での駐車台数		2,531	
管理棟数		1	1
1 階設置日		S60. 11. 1	S60. 11. 1
2 階設置日		—	H28. 3. 23
ラック入替日		H28. 4. 1	

2 管理に当たっての条件

(1) 管理基準

① 利用時間

24時間利用できるものとします。

なお、指定管理者は事情があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、これを変更することができます。

② 休場日

無休とします。

なお、指定管理者は管理上必要があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、これを変更することができます。

③ 関係法規等の遵守

関係法令、条例及び規則を遵守して、業務を実施してください。

特に個人番号の取扱いについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）、及び個人情報保護委員会が作成した「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）」に従うこと。 ※ 個人情報保護委員会ホームページ参照

④ 施設設備及び物品の維持管理

業務を行うに当たっては、市民が快適、また、安全に施設等を利用できるよう、適切な維持管理を行ってください。

なお、施設や設備の増改築や補修修繕等の実施区分については、資料2を参

照してください。また、詳細については、協議の上、協定で定めます。

⑤ 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報の取扱い

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守するのはもちろんのこと、個人情報の取扱いについては、取扱いに関する内部規定を作成するなど十分に注意を払ってください。

⑥ 業務の一括委託の禁止

指定管理者は、業務の全部又は主要な部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはなりません。ただし、業務の一部について、あらかじめ市が認めた場合はこの限りではありません。

⑦ 文書の管理・保存

指定管理業務を行うに当たり作成し、又は取得した文書等は、戸田市文書管理規程等を参考に、指定管理者が文書取扱いについて基準を定め、適正に管理・保存することとします。※資料3を参照してください。

また、指定期間終了後に、市の指示に従って文書の引継ぎ等を行うことがあります。

⑧ 情報セキュリティ対策

指定管理業務を行うに当たり、情報システム（PCのみも含む。）を取扱う場合は、市が求めるものと同等以上の情報セキュリティ対策を実施してください。

⑨ 利用許可等に関する留意点

指定管理者が行う利用許可等は、戸田市行政手続条例（平成10年条例第27号）第2条第3号に規定する「処分」に当たることから、戸田市自転車駐車場条例、同施行規則（昭和60年規則第24号）及び戸田市行政手続条例に定められた関連する諸規定を遵守してください。

⑩ 守秘義務

指定管理者は、指定管理業務の遂行に当たり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用したりしてはいけません。指定期間が終了した後も同様です。

⑪ 環境への配慮

省エネルギーの徹底と温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、廃棄物の発生を抑制し、リサイクルの推進や適正処理に努めるものとします。また、環境負荷の低減に配慮した物品等の調達に努めるものとします。

⑫ 情報の公開

指定管理業務を通じて作成又は取得した文書等については、個人情報に留意しつつ情報公開に努めてください。

⑬ 市内企業への配慮

指定管理業務の実施に当たり、市内中小企業者の受注機会の拡大と市内中小企業者に配慮した物品等の調達に努めてください。

⑭ 人権問題について

公正な採用選考について

- ・応募者の基本的人権を尊重すること。

- ・応募者の適正・能力のみを基準として行うこと。

業務従事者に対する啓発、指導

- ・利用者に対して人権に配慮した対応をとれるよう、啓発や指導を徹底すること。

差別事象の報告について

- ・差別事象等が発生した場合は、直ちに市に報告すること。

障害を理由とする差別の解消の推進について

- ・障害者に対して、合理的配慮の提供に努めること。

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等について

- ・優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努めること。

※ 管理の基準に関する細目的事項については、協議の上、協定で定めます。

※ 管理の基準を遵守しない場合、指定管理者の指定を取り消す場合があります。

(2) 指定管理者が行う業務

① 自転車駐車場の利用の許可に関する業務

施設の利用申込みに対して条例や規則に基づいて利用許可を与える業務です。

② 自転車駐車場の利用に係る料金の収受及び還付、減免に関する業務

利用の許可に当たり、利用料金を納期限までに収受する業務です。また、還付や減免も行います。なお、現在、障がい者手帳をお持ちの方や生活保護受給中の方は、利用料金を半額(減免)としています。

③ 施設（設備及び物品を含む。）の維持管理に関する業務

施設を快適に利用してもらうための維持修繕、各種設備点検、サービス向上のための改修などを行います。

※ 指定管理業務に関する仕様は資料1を、施設の改築及び修繕の実施並びに費用負担区分については、資料2を参照ください。

④ 運営管理・施設管理事業に関する業務

- ・自転車駐車場の円滑な管理運営を図るため、体制を整備し、適正な人員を配置してください。配置する人員の中から、各駅1名を管理責任者としてください。なお、巡回管理やコールセンターの設置、機械警備による提案も可能です。
- ・自転車駐車場の入退場の伴う機械式ゲート（ICカード対応）もしくは電磁ラック方式の駐輪ラック等を導入してください。なお、電磁ラック方式の駐輪ラックの設置は、機械式ゲートと同程度の管理水準及び必要な収容台数を満たす場合に限りです。また、既存のスライドラックの取扱いについても、併せて提案してください。
- ・自転車駐車場管理システムを指定管理者で導入し、シームレスな利用ができるよう運用管理してください。なお、現在、キャッシュレス決済や定期利用のWEB受付に対応しています。

【参考】 現行の利用申請と料金の支払方式

利用区分	申請方式	支払方式
定期利用	紙、WEB	コンビニ払い、クレジットカード
一時利用	—	現金、交通系 IC カード（Suica、PASMO 等）

- ・ 防犯対策についても必要な措置を講じてください。
- ・ 各自転車駐車で受入する契約種別及び受入車種について、提案してください。現在定期利用専用として運用している自転車駐車を定期利用及び一時利用との併用に変更する提案も可能です。
- ・ その他、自転車駐車の満空表示やスマホ空き案内など、利用者の利便性に資する実効性のあるサービス等がありましたら、提案してください。

⑤ 保険への加入

施設における事故に備え「施設管理者賠償責任保険」に加入していただきます。

⑥ 上記①から⑤までに掲げるもののほか、市が必要と認める業務

※ 業務内容に関する詳細については、協議の上、協定で定めます。

(3) 管理に要する経費

① 利用料金の設定

施設の利用に係る料金は、指定管理者の収入となります。

条例に定める額の範囲内で、利用者の過度な負担とならない利用料金の額を提案してください。なお、定期利用者について、市内利用者と市外利用者、一般と学生で利用料金が異なります。

設定に当たっては、市長の事前承認が必要です。なお、各自転車駐車で利便性の差（駅改札からの距離や自転車駐車の階層など）に応じた料金格差を設けることが可能です。

また、令和 7 年度中に契約した定期利用者については、契約期間（最長 1 年間）が終了するまで現行の定期料金とし、契約更新時から次期指定管理者が設定した定期利用料金を適用するものとします。なお、市は差額分を補填しないものとします。

※ 戸田市自転車駐車場現行使用料及び上限額については、資料 4 を参照ください。

※ 利用料金の収受方法については、協議の上、協定で定めます。

※ 過去 3 か年の利用状況、利用料金収入及び減免の実績については、資料 5 及び資料 6 を参照ください。

② 指定管理に係る指定管理料

自転車駐車の管理運営に要する経費（上記（2）の①から⑥までに係る経費）は利用料金収入をもって充当し、指定管理料は支払いません。

なお、原則として、収入が支出に満たない場合でも市が補填することはありません。

※ 過去 3 か年の収入額及び運営経費の内容（内訳）については、資料 7 を参照

ください。

③ 利用料金の帰属

原則として、その利用日における指定管理者に帰属するものとします。納期限の設定方法によっては、利用日以前（又は以後）に利用料金が納付される場合がありますが、指定管理者が交代する日の前後に納付された利用料金は利用日を基準に整理し、前任の指定管理者と後任の指定管理者との間で精算するものとします。

④ 市への納付金

指定管理者は、市に納付金を納付するものとします。市への納入時期、方法等については、別途協議の上、決定します。

また、災害等不測の事情や指定管理者の責めに依らない急激な社会情勢の変化により、納付金の減額が必要な事象が生じた場合は、市と指定管理者が協議の上、対応を決定することにします。

なお、現在の指定管理期間の納付金額（固定納付金額）は以下のとおりです。

年度	納付金額	年度	納付金額
平成 28 年度	70,000,000 円	令和 3 年度	75,000,000 円
平成 29 年度	70,000,000 円	令和 4 年度	75,000,000 円
平成 30 年度	75,000,000 円	令和 5 年度	75,000,000 円
令和元年度	75,000,000 円	令和 6 年度	90,000,000 円
令和 2 年度	58,229,423 円	令和 7 年度（予定）	91,384,000 円
合計	754,613,423 円		

⑤ 区分会計の独立と管理口座

指定管理者は、自身の団体等と独立した会計帳簿類及び経理規定を設けるとともに、収入及び経費については、団体自身の口座とは別の口座で管理してください。

また、他の「公の施設」の指定も受ける場合、他の「公の施設」の管理口座とは別の口座で管理する必要があります。

⑥ 施設の修繕・改修工事

指定管理業務の経費において施設修繕・改修工事を行う場合、事前に市と協議を行い実施してください。

⑦ 備品の帰属

備品の購入に関しては事前に市と協議を行い、指定管理者が購入した備品は指定管理者に帰属するものとします。

（４）指定予定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで（5 年間）を予定しています。

※ ただし、管理をすることが適当でないと認めるときは、戸田市自転車駐車場条例第 20 条の規定により指定を取り消すことがあります。

(5) 指定管理者と市との業務役割分担

指定管理者と市との役割分担は、原則として次の表のとおりとします。

ただし、表に定める事項に疑義のある場合、又は定めのない事項については、指定管理者と市が協議して定めることとします。

番号	種 類	リスク内容	負担者	
			市	指
1	法令等の変更	本業務に直接関係する法令の変更	○	
		上記以外事業者全般に影響を与える法令の変更		○
2	税制度の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制度の変更によるコスト変動	○	
		消費税率の変更に伴うコスト変動	○	
		上記以外事業者全般に影響を与える税制度の変更によるコスト変動		○
3	社会的リスク	指定管理者の業務実施に起因した住民反対運動・訴訟・要望・苦情等に関するもの		○
		本業務における騒音・振動・臭気に関するもの		○
4	事業の中止・延期	市の指示によるもの	○	
		指定管理者の事業放棄又は破たんによるもの		○
5	不可抗力	自然災害等による業務の履行不能	協議	
6	計画変更	仕様書等の条件変更によるもの	○	
7	運営費上昇	仕様書等の条件変更以外の要因による運営費の上昇によるもの		○
8	物価変動	指定期間の物価のインフレ・デフレ		○
9	施設、設備及び物品の損傷	市の責めに帰すべき事由によるもの	○	
		指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの		○
		修繕費が一件当たり100万円(税込み)未満の場合(経年劣化の場合も含む。)		○
		第三者による行為で相手が特定できないもの	協議	
10	性能不適合	仕様書に定めた要求水準の不適合によるもの		○
11	需要変動	施設機能の一部供用停止等、市の事由による利用者の減少及び利用料金の減収	○	
		利用者の減少及び利用料金の減収		○
12	利用料金	市が主催する事業のための減免によるもの	○	
		上記以外の減免によるもの		○
13	自主事業	指定管理者が実施する自主事業に関するもの		○

番号	種 類	リスク内容	負担者	
			市	指
14	利用者事故	管理上の瑕疵等、指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの		○
		上記以外のもの	○	
15	利用者間トラブル	市の責めに帰すべき事由によるもの	○	
		指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの		○
		市及び指定管理者の責めに帰さない事由によるもの	協議	
16	利用者クレーム	利用者からのクレームによるもの		○
17	第三者侵入	不審者の侵入による事故等の発生によるもの		○
18	盗難	附属設備等の盗難及び徴収料金の盗難・紛失によるもの		○
19	個人情報等の漏えい	市の責めに帰すべき事由によるもの	○	
		指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの		○
20	事業終了	事業終了時の原状復帰に係る経費		○
21	引継ぎ	業務引継ぎに係る経費		○
22	施設	施設（設備、備品を含む。）の保守点検		○
		施設の維持管理（植栽、清掃等を含む。）		○
		安全衛生管理		○
23	その他	事故、火災等による施設の損傷の回復	○	△
		施設利用者の被災に対する責任	○	△
		市有施設の火災保険加入	○	
		市有施設の賠償責任保険加入	○	○
		包括的な管理責任		○

※23の「△事故、火災等による施設の損傷の回復」については、指定管理者の責に帰すべき事由による場合は指定管理者。また、「施設利用者の被災に対する責任」は、現場での対応について指定管理者。

※ その他の指定管理者の役割

指定管理者は、善良なる管理者の注意をもって、自転車駐車を常に良好な状態に管理する義務を負います。

指定管理者は、施設利用者の被災に対し、現場で迅速に対応する責任を有し、施設又は施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切に対応し、直ちに市に報告をしなければなりません。

（６）指定管理業務の継続が困難になった場合における措置に関する事項

① 指定管理者は、指定管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生

じた場合には、速やかに市に報告しなければなりません。

- ② 指定管理者の責めに帰すべき事由により適正な施設管理が困難となった場合又はそのおそれがあると認められる場合は、市は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができます。

この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかったときには、市は指定管理者の指定を取り消すことができます。

- ③ 指定管理者が市の指示に従わないときや指定管理者の財務状況が著しく悪化するなど指定管理業務の継続が困難と認められる場合は、市は、指定管理者の指定を取り消すことができます。
- ④ ②又は③により指定管理者の指定を取り消され、市に指定管理者の債務不履行による損害が生じた場合には、指定管理者は賠償の責めを負うこととなります。
- ⑤ 市又は指定管理者の責めに帰することができない事由により指定管理業務の継続が困難となった場合には、市と指定管理者は、指定管理業務継続の可否について協議することとします。

3 申請の手続

(1) 応募資格

- ① 指定期間中、安全かつ円滑に自転車駐車を管理運営できる法人その他の団体（以下「法人等」という。）とし、個人での応募は不可とします。
- ② 複数の法人等でグループ（コンソーシアム、JVなど）を構成して応募する場合は、次の事項に留意してください。
- ア 代表団体を定め、市とのやり取りについては代表団体が行ってください（代表団体以外は、当該グループの構成団体として扱います。）。
- イ グループには適正な名称及び代表者を定めて、「グループの協定書又はこれに準ずる書類」（任意様式）を提出してください。
- ウ グループで応募する場合、代表団体及び構成団体の変更は原則として認めません。ただし、構成団体については、業務上支障がないと市が判断した場合、変更を認めることがあります。その場合には、必要に応じ応募書類の再提出を求めます。
- エ 応募については、一応募者につき一提案に限ります。また、当該グループの構成団体は、他のグループの構成団体となり、又は単独で応募を行うことはできません。また、構成団体のいずれかが下記（２）のいずれかに該当する場合は、応募者となることはできません。

(2) 応募の制限

次のいずれかに該当する法人等（グループの構成団体が該当する場合を含む。）は、応募者となることはできません。また、協定締結までの期間に該当となった場合は、指定管理者としての資格を喪失したものとします。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当

するもの

- ② 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等に基づき更生又は再生手続をしている法人
- ③ 戸田市から入札参加停止措置を受けているもの
- ④ 法人税、法人事業税、法人住民税、消費税及び地方消費税を滞納しているもの
- ⑤ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- ⑥ 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」という。)の統制の下にある法人その他の団体
- ⑦ その代表者等(法人にあってはその役員(非常勤を含む。)及び経営に事実上参加している者を、その他の団体にあってはその代表者及び運営に事実上参加している者をいう。)が暴力団の構成員等である法人その他の団体
- ⑧ 市長、市議会議員又は本指定管理者の選定を行う選定委員の属する法人等(戸田市が出資している法人で地方自治法施行令で定めるもの又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第2条第3号に規定する公益法人を除く。)

(3) 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を提出期間内に市に提出してください。

なお、市が必要と認めるときは、追加資料の提出を求めることがあります。

① 提出書類

ア 指定管理者指定申請書(別紙様式1-1)

(グループ申請の場合は、別紙様式1-2を添付してください。)

イ 法人等の定款又は寄附行為若しくはこれらに準ずる書類

ウ 法人等の登記簿謄本及び印鑑証明書(申請日前3か月以内に取得したもの)
又はこれらに準ずる書類

エ 法人等の決算関係書類(過去3か年分の事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類)

オ 法人等の予算関係書類(直近1か年分の事業計画書、収支予算書又はこれらに準ずる書類)

カ 法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類(法人等の組織図や業務執行体制等がわかるもの及び就業規則、経理規則、給与規定その他法人等の諸規程類)

キ 設立趣旨、事業内容のパンフレット等、法人等の概要がわかるもの

ク 法人税、法人事業税、法人住民税、消費税及び地方消費税の納税証明書(過去3か年分)

※ 法人税、消費税及び地方消費税は、税務署発行の納税証明書(3の3)を提出してください。また、法人都道府県民税及び法人事業税は、県税事

務所等発行の直近３事業年度分の納税証明書を提出してください。

ケ 役員の氏名・生年月日・住所を記載した名簿及び履歴を記載した書類

コ 類似施設における業務実績を記載した書類（原則として、過去５年間を対象として記載）

サ 誓約書（別紙様式２）

本募集要項に定める「３（１）応募資格」の要件をすべて満たしており、「３（２）応募の制限」に定めるすべての項目に該当しておらず、当該申請に係る提出書類に、虚偽又は不正はない旨の誓約書

シ 自転車駐車場の管理運営に係る事業計画書（別紙様式３）

以下の項目について、自転車駐車場の設置目的を効果的に達成し、効率的に運営できることがわかる内容を提案してください。

（あ）指定管理業務を行うに当たっての基本方針

自転車駐車場を管理運営していくに当たっての心構え、基本方針、コンセプト（よりよいサービスの提供、より効果的、効率的な運営の方針など）を記述してください。

（い）サービス等を向上させるための方策

（あ）の基本方針を受けて、自転車駐車場の利用者に対する具体的なサービス向上策を提案してください。

（う）機器及びシステムに関する考え方

「２ 管理に当たっての条件（２）指定管理者が行う業務 ④運営管理・施設管理事業に関する業務」に記載のある機器及びシステムに関する資料を添付してください。キャッシュレス決済や定期利用のWEB受付など、機器及びシステムによるサービスを提案してください。

なお、機器等の設置の際には、現在の運営に支障のないよう配慮が必要です。

（え）多様な自転車や新基準原付等への対応

今後も利用の増加が見込まれる子ども乗せ自転車やスポーツタイプ、マウンテンバイク等の様々な形状の自転車への対応策や、新基準原動機付自転車や電動キックボード等の駐車についての対応策がありましたら、提案してください。

（お）満空表示等の導入

自転車駐車場の満空表示やスマホ空き案内等の導入について考え等がありましたら、提案してください。

（か）ヘルメットの保管

着用が努力義務となったヘルメットの自転車駐車場での保管方法等がありましたら、提案してください。

（き）新サービスの導入

その他、現在本市で実施されていない新たなサービス導入についての考え等がありましたら、提案してください。

（く）管理執行体制

省人化やDX化などを踏まえ、管理運営に当たっての人員配置や業務体制、新たな雇用に関する基本的な考え方について提案してください。なお、高齢者や障害者の雇用機会確保に努めてください。

(け) 施設・設備の維持管理計画

利用者に快適に、また、安全に利用してもらうための、清掃や設備の保守点検、警備など維持管理計画について提案してください。

(こ) 利用者のトラブルの未然防止と対処方法

自転車駐車場入退場時の安全確保対策や自転車駐車場内の走行禁止の徹底、自転車駐車場利用者からの苦情等に対する基本的な考え方、具体的な解決方法や体制について提案してください。

(さ) 危機管理に対する方針について

緊急時（事故・犯罪被害・自然災害等）における利用者の安全確保等について提案してください。

(し) 公正・公平な利用の確保

受付方法や多数応募があった場合の抽選方法など、公正かつ公平な利用を確保する方策を提案してください。

(す) 稼働率向上に向けた改善策

稼働率が低い自転車駐車場の利用促進に向けた改善策等がありましたら、提案してください。

【参考】 現行自転車駐車場の稼働率（令和7年2月時点） 【単位：％】

		戸田公園駅			戸田駅			北戸田駅	
		南第1	南第2	北	南	北第1	北第2	南	北
稼働率	1階	100	80.04	100	69.32	100	23.30	32.58	100
	2階	92.57	23.86	51.77	—	63.52	—	—	27.89

(せ) 滞りなく自転車駐車場を稼働するための考え方等

令和8年4月1日において、滞りなく自転車駐車場を稼働できるようにするための考え方や方法、スケジュールについての提案をしてください。

(そ) 定期利用者情報の引継ぎについて

自転車駐車場運営に支障をきたすことなく、現指定管理者から定期利用者情報（氏名、住所、利用期間等）を引継ぎ、交通系ICカードへの登録など、活用方法等について提案をしてください。

(た) 自転車駐車場の管理運営に係る令和8年度収支予算案

管理運営の必要経費及び収入額について算出し、提案してください。

(ち) 指定期間5年間の計画

令和8年度から令和12年度の年度ごとに次の計画を作成し、提案してください。

- i 事業計画書
- ii 利用人員予測
- iii 収支計画

・収入については、利用料金収入の予測を計上してください。

- ・支出については、管理費（人件費を含む。）及び事業費として所要額を計上してください。
- ・納付金の予測額を計上してください。

(つ) 利用料金に関する考え方

自転車駐車場の利用料金の額については、指定管理者が条例の範囲内において、市の承認を得て決定するものです。利用者に過度の負担がかからない利用料金を提案してください。

なお、利用料金は、「定期」・「一時」、「市内」・「市外」、「一般」・「学生」の区分が設けられおり、各区分に応じた異なる利用料金を提案してください。

また、各自転車駐車場で利便性（駅改札までの距離や自転車駐車場の階層など）に応じた料金格差を設けることが可能です。

(て) 個人に関する情報の取扱いについての基本方針

自転車駐車場を管理運営していく過程において、自転車駐車場の利用者の個人に関する情報の保護、適正な管理が要求されます。その取扱いについての基本的な方針や情報管理体制について提案してください。

(と) 戸田市バイシクルシティ推進プラン（以下「推進プラン」という。）の推進

推進プランでは、自転車の活用推進と利用環境の向上を目的に、自転車駐車場が抱える課題を解決するための施策と、その実施目標を定めています。

推進プランに基づき、施策を効果的に推進するための具体的な方法について提案してください。

(な) 環境等への配慮について

- ・自転車駐車場の管理運営に当たっては、省エネルギーの徹底、温室効果ガスの排出抑制、リサイクルの推進等に努める必要があります。それらの取組を進めるに当たっての基本的な方針や体制整備について提案してください。
- ・市内中小企業者の受注機会の拡大と市内中小企業者に配慮した物品等の調達に努めてください。

(に) その他の提案について

上記以外で、自転車駐車場の設置目的を効率的・効果的に達成する方法等がありましたら、積極的に提案してください。

② 提出部数

正本1部、副本11部（コピー可）を提出してください。また、グループによる申請の場合は、イからケまでについては、構成団体ごとに提出してください。

③ 提出方法

申請書類は、以下の提出先までご持参ください。ただし、郵送も可とします。

申請書類は、パンフレット等を除き、原則A4判で作成し、フラットファイル（タテ型）に綴じて提出してください。

フラットファイルは、資料9を参考に表紙に件名「戸田市自転車駐車場指定

管理者指定申請書類」、及び法人等の名称、背表紙には法人等の名称を記載し、書類はインデックスで区分してください。

また、申請書類の電子データ（PDF ファイル）を保存したCDまたはDVDを1枚提出してください。

〔提出先〕

戸田市役所 都市整備部都市交通課地域公共交通担当

〒335-8588 戸田市上戸田1-18-1

電話 048-441-1800

④ 受付期間

持参の場合は、令和7年4月25日（金）から6月11日（水）までの午前8時30分から正午まで及び午後1時00分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日は受け付けません。）

郵送の場合は、原則として書留とし、6月11日（水）午後5時15分必着とします。

⑤ その他

申請については、一申請者につき一提案に限ります。複数の提案はできません。また、申請書類の提出後は、その内容を変更することはできません。

（4）質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

① 受付期間

令和7年4月30日（水）から5月19日（月）の午後5時15分までとします。

② 受付方法

募集要項の内容等に関する質問書（別紙様式4）に必要事項を記入の上、電子メール又はFAXで提出してください。

〔メールアドレス〕 tosi-kotsu@city.toda.saitama.jp

〔FAX番号〕 048-433-2200

③ 回答方法

回答は都市交通課ホームページにおいて、次のとおりに公表しますので確認してください。（質問者名は表示しません。）なお、説明会において出された質問及び回答についても併せて公表します。

〔ホームページアドレス〕 <https://www.city.toda.saitama.jp/soshiki/275/tosi-kotsu-siteikanri2025.html>

〔公表日〕 令和7年5月26日（月）

※ 募集要項の内容等に関する質問及びその回答は、その後の提案の内容や審査事項に反映されることから、上記以外の方法（電話、口頭等）による質問回答は一切行いません。

(5) 説明会の実施

戸田市役所において、次のとおり説明会を実施します。説明会后、現地に移動し、見学会を実施します。参加を希望する場合は説明会参加申込書（別紙様式5）に必要事項を記入の上、電子メール又はFAXで申し込んでください。参加人数は各法人等・グループにつき3名以内とさせていただきます。

なお、見学会時以外に応募者が自ら現地見学を行うことは構いませんが、現地管理員から直接説明を受けることはできません。

また、応募者が多数の場合は参加人数を制限し、又は開催日時、会場を変更する場合があります。

〔メールアドレス〕 tosi-kotsu@city.toda.saitama.jp

〔FAX番号〕 048-433-2200

① 開催日時

令和7年5月14日（水） 14:00～16:00

※5月8日（木）午後5時までに申し込んでください。

② 説明会場

戸田市役所の5階大会議室Bへ開催5分前までに直接お越しください。

③ 見学施設

戸田駅北第1自転車駐車場

(6) 留意事項

① 応募要項の承諾

応募者は、応募書類の提出をもって本募集要項の記載内容を承諾したものとみなします。

② 接触の禁止

本件業務に従事する本市職員及び本件関係者に対し、本件応募についての接触を禁じます。なお、故意による接触の事実が認められた場合、失格になることがあります。

③ 応募内容の変更禁止

提出された書類の内容は、原則として変更することはできません。

④ 虚偽の記載をした場合の取扱い

応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

⑤ 応募の辞退

応募受付後に辞退する場合は、辞退届（別紙様式6）を提出してください。

⑥ 費用負担

応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とします。

⑦ 提供書類の目的外使用の禁止

本市が提供する資料は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。

⑧ 著作権の帰属

応募者の提出する事業計画書等の書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属します。ただし、市は、指定管理者の決定の公表等必要な場合においては、提

出書類等の全部又は一部を無償で利用できるものとします。なお、提出された書類等は理由のいかんにかかわらず返却しません。

⑨ 特許権等

申請に当たって、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとします。

⑩ 情報公開

応募の際、提出した関係書類はすべて行政文書となることから、戸田市情報公開条例（平成11年条例第2号）及び同施行規則（平成11年規則第12号）に基づいた取扱いとします。ただし、公開することにより、競争上若しくは事業運営上の地位に著しい不利益を与えることが明らかに認められるものを除きます。

⑪ 他の機関への照会

指定管理者候補者を選定するにあたり、提出された関係書類を基に他の機関に照会することがあります。

⑫ 法人税等について

会社等の法人にかかる市民税、指定管理者が新たに設置した償却資産にかかる固定資産税等の納税義務者となる可能性がありますので、市役所市民税課・固定資産税課にお問い合わせください。なお、国税については税務署、県税については県税事務所へお問い合わせください。

4 指定管理者候補者の選定等

（1）指定管理者候補者の選定

指定管理者候補者の選定に当たっては、提出された申請書により、1次審査（書類審査）、2次審査（プレゼンテーション）を行い、（2）の「選定に当たっての審査基準」に最も適合する申請者を指定管理者候補者とします。

1次審査の結果は、令和7年6月25日（水）までにすべての申請者に文書で連絡します。

2次審査は、1次審査を通過した申請について、プレゼンテーション（スクリーン、プロジェクター、パソコンについては用意いたします。）を行っていただき、申請の内容を基に総合的に審査します。

プレゼンテーションについては、1次審査通過者につき説明20分、選定委員からの質疑応答20分程度を予定しています。

2次審査の詳細は、1次審査通過者に別途通知いたします。なお、プレゼンテーションは提出された書類をもとに行い、プレゼンテーションに要する経費は、すべて応募者の負担とします。

2次審査の結果はすべての2次審査参加者に文書で連絡します。

なお、正式に指定管理者として指定されるまでの間に、指定管理者候補者に事故がある場合等があり、候補者としての資格要件を失った時は、候補者に対してその資格を取り消す旨の通知をした後、2次審査において次点となった者を新た

に指定管理者候補者とします。

(2) 選定に当たっての審査基準

- ① 自転車駐車場の設置目的を効果的に達成し、効率的な運営を行うことができること。
- ② 関係する法令の規定を遵守し、適正に自転車駐車場の運営を行うことができること。
- ③ 市民の平等かつ公平な施設の利用を確保することができるものであること。
- ④ 指定管理業務を安定して行う経営基盤を有していること。
- ⑤ 事業収支（利用料金収入、納付金及び本社経費等）の予測が適切であること。
- ⑥ 自転車駐車場の管理運営業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができること。
- ⑦ 設備の入替えに対する考え方及び定期利用者情報の引継ぎについて、市民の負担が少なくなるような提案をしていること。
- ⑧ 推進プランを推進する取組を提案していること。

(3) 審査のポイント

戸田市指定管理者候補者審査基準（戸田市自転車駐車場）については、資料8を参照してください。

(4) 選定に当たっての審査方法等

第1次審査及び第2次審査は、市が設置する指定管理者候補者選定委員会が、審査基準に基づいて審査します。また、この会議は非公開とします。

なお、1団体のみの応募しかなく、他の応募者がいない場合でも、基準評価値（最低制限基準）に満たない場合は選定されず、再度公募を行います。

(5) 審査結果の公表

指定管理者の指定後に、指定管理者の名称、評価点数及び提案の概要並びに申請者（名称は非公開）の評価点を市ホームページで公表します。

(6) 申請者に対する自己情報の開示

指定管理者の指定告示後に、応募団体が自らの応募分について審査結果の開示を希望する場合は、評価点数等の情報を提供します。

5 指定管理者候補者選定後の手続

(1) 仮協定の締結

指定管理者候補の選定及び内定後、業務内容に関する細目的事項、指定管理に係る利用料金設定及び納付金に関する事項、管理の基準に関する細目的事項等について、指定管理者候補者と市との間で協議の上、仮協定を締結するものとしま

す。ただし、第1順位者との協議等ができない事由が生じた場合は、第2順位の候補者と協議を行います。

(2) 指定管理者の指定方法・協定の締結

指定管理者の指定は、戸田市議会の議決を経て、文書で戸田市長が指定します。なお、指定後速やかに告示を行います。また、指定期間における基本的、包括的な事項を定めた「基本協定」及び年度ごと（4月1日から翌年3月31日まで）の実施事項を定めた「年度協定」を、令和8年4月1日付けで締結します。「年度協定」は、年度ごとに協議の上、更新します。

(3) 引継ぎ・準備行為の実施

指定期間の始期から円滑かつ支障なく指定管理業務が実施できるよう、現指定管理者と業務引継ぎを行うものとし、業務引継ぎ及び準備開始時期等については、市と協議の上決定します。

候補者が提案した利用料金が現行利用料金と異なる場合は、現指定管理者が利用料金の変更となることについて事前周知等を実施する予定です。

なお、令和8年3月31日以前に業務引継ぎ及び準備行為に要した費用は、すべて指定管理者として選定された法人等の負担とします。

(4) その他

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

- ① 指定管理者の経営状況の急激な悪化等により、業務の履行が確実でないと認められるとき。
- ② 著しく社会的な信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

また、指定管理者の議決について、市議会の議決が得られなかった場合及び否決された場合においては、自転車駐車場に係る業務及び管理の準備のために支出した費用については、一切補償しません。

6 スケジュール

公募から指定までの主なスケジュールは以下のとおりです。

令和7年

4月25日（金）	募集要項配布・申請受付開始
4月30日（水）	質問事項受付開始
5月14日（水）	指定管理者候補者説明会
5月19日（月）	質問事項受付終了
5月26日（月）	質問事項に対する回答
6月11日（水）	申請受付終了
6月18日（水）	1次審査（書類審査・資格審査）

6月25日（水）	1次審査結果通知
7月23日（水）	2次審査（プレゼンテーション）
7月30日（水）	2次審査結果通知（指定管理者候補者の選定）
8月上旬	仮協定書の締結
9月	指定管理者の議決（令和7年9月戸田市議会定例会）
10月上旬	指定管理者の指定（告示）・指定管理者指定通知
10月上旬～	協定書の内容についての協議
令和8年	
4月 1日（水）	協定書の締結、指定管理者による運営の開始

7 問い合わせ先

戸田市都市整備部 都市交通課 地域公共交通担当

住 所 〒335-8588 埼玉県戸田市上戸田1-18-1

電 話 048-441-1800（内線263）

F A X 048-433-2200

電子メール tosi-kotsu@city.toda.saitama.jp

資料 1

戸田市自転車駐車場指定管理者制度業務仕様書

戸 田 市

令和 7 年 4 月

戸田市自転車駐車場指定管理者制度業務仕様書目次

1	趣旨	P 1
2	自転車駐車場の管理に関する基本的な考え方	P 1
3	指定管理者が管理を行う施設概要	P 1 ～ P 2
4	指定管理期間等	P 2
5	管理の基準	P 2 ～ P 3
6	指定管理者が行う業務	P 3 ～ P 4
7	各自転車駐車場の契約種別・受入対象車種	P 4
8	施設の修繕	P 4
9	管理業務の一括委託の禁止	P 4
1 0	備品及び消耗品の取扱い	P 4 ～ P 5
1 1	保険への加入	P 5
1 2	評価に関する事項	P 5 ～ P 6
1 3	利用料金等について	P 6
1 4	納付金	P 6
1 5	指定期間満了前の指定の取消し	P 6 ～ P 7
1 6	次期指定管理者への引継ぎ	P 7
1 7	その他	P 7

1 趣旨

この仕様書は、戸田市自転車駐車場条例（昭和60年条例第15号）及び戸田市自転車駐車場条例施行規則（昭和60年規則第24号）に定めるもののほか、指定管理者が行う業務の内容及び範囲等について定めるものとする。

指定管理者は、本仕様書に示される業務の仕様・水準を満たす限りにおいて、自由に事業計画をすることが可能であるが、その際は募集要項等において示された諸条件を遵守し、その他配慮すべき内容についても十分留意することとする。

2 自転車駐車場の管理に関する基本的な考え方

自転車等を利用する者の利便性を図るとともに、駅周辺の環境整備に資することを目的に設置している自転車駐車場を管理運営するにあたり、次に掲げる項目に沿って行うこと。

- （１）適正な人員を配置するとともに、市民が快適に安心して利用でき、かつ施設の効用を最大限に発揮できるよう管理運営に努めるものとする。
- （２）効率的かつ効果的な管理運営を行い、経費の縮減に努めること。
- （３）常に善良な管理者の注意をもって管理に努めること。
- （４）個人情報保護に努めること。

3 指定管理者が管理を行う施設概要

（１）施設概要

名称	位置	施設内容	面積等
戸田公園駅南 第1自転車駐車場	戸田市本町4丁目 1528番4	鉄骨造 高架下2階建 自転車 1,132台	延床面積 1,514㎡
戸田公園駅南 第2自転車駐車場	戸田市本町4丁目 2084番1	鉄骨造 高架下2階建 自転車 2,092台 バイク 56台	延床面積 2,366㎡
戸田公園駅 北自転車駐車場	戸田市本町4丁目 1528番4	鉄骨造 高架下2階建 自転車 1,361台 バイク 20台	延床面積 1,896㎡
戸田駅 南自転車駐車場	戸田市大字新曽 字柳原338番4	高架下 平屋 自転車 1,058台 バイク 24台	延床面積 1,264㎡
戸田駅北 第1自転車駐車場	戸田市大字新曽 字柳原338番2	鉄骨造 高架下2階建 自転車 1,041台 バイク 10台	延床面積 1,432㎡
戸田駅北 第2自転車駐車場	戸田市大字新曽 字柳原676番2	高架下 平屋 自転車 662台 バイク 33台	延床面積 886㎡

名称	位置	施設内容	面積等
北戸田駅 南自転車駐車場	戸田市大字新曾 字芦原 1975 番 7	高架下 平屋 自転車 649 台 バイク 60 台	延床面積 1,012 m ²
北戸田駅 北自転車駐車場	戸田市大字下笹目 字谷口 113 番 4	鉄骨造 高架下 2 階建 自転車 1,812 台 バイク 10 台	延床面積 2,278 m ²

※収容台数は、令和 7 年 1 月時点

4 指定管理期間等

(1) 指定管理期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで（5 年間）とする。

(2) 供用時間等

管理する全ての施設において供用時間は 24 時間、年中無休とする。

5 管理の基準

(1) 遵守法令

- ①地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）
- ②戸田市自転車駐車場条例（昭和 60 年条例第 15 号）
- ③戸田市自転車駐車場条例施行規則（昭和 60 年規則第 24 号）
- ④戸田市行政手続条例（平成 10 年条例第 27 号）
- ⑤個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- ⑥戸田市個人情報保護に関する法律施行条例（令和 4 年 12 月 23 日条例第 28 号）
- ⑦戸田市情報公開条例（平成 11 年条例第 2 号）
- ⑧消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- ⑨その他管理運営に適用される法令

上記法令等の他、施設の管理運営に当たっては、市の施策に協力すること。

(2) 許認可の取得

施設の管理運営の実施に際しては、必要な官公署の免許、許可、認可等を受けるものとする。あらかじめ市の承認を受けた場合は、業務の一部について第三者に委託し、又は請負わせることができるが、再委託先が免許等を有していることを確認すること。

(3) 環境への配慮

指定管理業務の遂行に当たっては、戸田市環境方針に基づき、環境配慮に留意しなければならない。

(4) 利用者の安全の確保に関すること

- ①利用者の安全対策、監視体制、緊急対策、防犯・防災対策等について、各種マニュアルを作成し、管理員を指導し、万一に備えて訓練を行うこと。

- ②消火器、消火栓等の消防設備は、責任を持って管理し、常に使用可能な状態を維持すること。

6 指定管理者が行う業務

(1) 自転車駐車場の運営に関する業務

- ①自転車駐車場利用申請の收受及び許可に関する業務
- ②自転車駐車場利用者の案内誘導及び補助
- ③自転車等の整理に関する業務
- ④利用料金（定期利用、一時利用）の徴収に関する業務
- ⑤利用料金の減免に関する業務
- ⑥自転車駐車場の不正利用の発見、指導に関する業務
- ⑦利用者のトラブルに関する業務
- ⑧個人情報保護に関する業務
- ⑨その他、施設の運営に必要な業務

(2) 自転車駐車場の維持管理に関する業務

- ①施設、機械設備の点検及び施錠に関する業務
- ②施設、機械設備の修繕に関する業務
- ③施設内を常に清潔に保つための清掃に関する業務
- ④照明器具等の維持管理に関する業務
- ⑤消防法に定める基準に則った消防設備（自動火災報知設備、非常警報設備、消火器具等）の点検及び所管する官公署への報告並びに維持管理に関する業務
- ⑥その他、維持管理に必要な業務

(3) 自転車駐車場機械設備の整備

- ①機械式ゲート等の設置に伴う初期整備に関する業務

機械式ゲートについては、野外でも可能なフラPPER式ゲート、処理能力は毎分15人程度、ゲートの開閉に交通系ICカードを利用可能とするなどスムーズな入退場を可能とすること。

なお、機械式ゲートと同程度の管理水準及び必要な収容台数を満たす場合に限り、電磁ラック方式の駐輪ラック等を設置できる。

- ②自転車駐車場管理システム導入に伴う初期整備に関する業務
- ③機械式ゲート（その他の方式を含む。）及び自転車駐車場管理システムの維持管理に関する業務
- ④防犯カメラを設置するなど防犯対策に関する業務

(4) 市内高齢者の雇用促進

高齢者等の職業の安定及び雇用確保の促進等のため、シルバー人材センターの会員など市内高齢者の雇用を積極的に努めること。

(5) その他

- ①利用方法、利用料金、連絡先等を示した案内看板を全施設に設置すること。
- ②市所有の既存設備（スライドラック、管理棟等）は現状により使用できるが、施設を快適に利用してもらうための維持修繕、各種設備点検、サービス向上の

ための改修などは指定管理者が実施すること。

③利用料金をキャッシュレスで支払い可能とすること。

④利用促進及び利用者へのサービス向上に努めること。

⑤管理運営の遂行に伴い発生する公共料金を適切に支払うこと。

⑥必要に応じて衛生設備（簡易トイレ等）を設置すること。

7 各自転車駐車場の契約種別・受入対象車種

定期利用及び一時利用の区分を設けること。また、自転車及び総排気量125ccまでの原動機付自転車を受け入れること。なお、現在の各自転車駐車場での契約種別及び受入対象車種は、以下のとおりである。

[現行の各自転車駐車場の契約種別及び受入車種]

名称	契約種別				受入車種		
	定期			一時	自転車	原付	
	市内		市外			50cc まで	125cc まで
	一般	学生					
戸田公園駅南第 1 自転車駐車場	○			○	○		
戸田公園駅南第 2 自転車駐車場	○	○	○		○	○	
戸田公園駅北自転車駐車場	○	○		○	○	○	
戸田駅南自転車駐車場	○	○	○	○	○	○	
戸田駅北第 1 自転車駐車場	○	○		○	○	○	
戸田駅北第 2 自転車駐車場	○	○	○		○	○	○
北戸田駅南自転車駐車場	○	○	○	○	○	○	
北戸田駅北自転車駐車場	○	○	○	○	○	○	

8 施設の修繕

基本的な考え方として、本来の効用持続年数を維持するために必要な限度の維持修繕（小規模修繕：見積額100万円未満（税込）のもの等）は、施設の管理に付随するものであるため、指定管理者が実施し、それ以外は市が実施する。

9 管理業務の一括委託の禁止

管理業務を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

ただし、その一部について、あらかじめ市と協議し、市が認めた場合はこの限りではない。

10 備品及び消耗品の取扱い

（1）備品の所有権

①指定管理者に貸し付ける備品等については、市の所有とする。

②指定管理者自らが購入・搬入し、保管を要する備品等については、指定管理者

の所有とする。ただし、この場合の備品の持ち込みについては、市に許可を得ること。

(2) 備品の管理

①指定管理者は、市の所有に属する備品について、善良な管理者の注意をもって管理に努め、廃棄等の異動について随時、市と調整しなければならない。

②指定管理者の備品は、市の備品と区別がつくように管理すること。

(3) 備品及び消耗品の取扱い

①管理上必要となる備品及び消耗品等は指定管理者の負担により用意し、自己の責任において適宜補充等を行うこと。

1 1 保険への加入

施設における事故に備え「施設管理者賠償責任保険」に加入すること。

1 2 評価に関する事項

(1) モニタリング

市は、指定管理者が作成した報告書に基づき、定期的に又は随時にモニタリングを次のとおり実施する。

①年度モニタリング（年1回）及び定期モニタリング（四半期ごと）

市は指定管理者から提出された報告書等により、指定管理者の業務の実施状況が市の要求基準を満たし、適正かつ確実なサービスが提供されているかについて確認する。

②随時モニタリング

市は、年度モニタリングや定期モニタリングとは別に、必要があると認めるときは、指定管理者に対して随時モニタリングとして、指定管理者に事前に通知した上で、施設の維持管理、経理の状況に関し指定管理者に説明を求め、又は施設内において維持管理の状況を確認することができる。

③第三者モニタリング（不定期）

市は、公の施設として質的な更なる充実を図ることを目的として、公正かつ客観的・専門的な視点を持つ第三者による年度モニタリングを実施することができる。

(2) 事業評価

指定管理者は、以下の方法により、利用者等の意見や要望を把握し、運営に反映させるよう努めるとともに、結果及び改善策について市に報告すること。

①利用者アンケートの実施

- ・施設利用者を対象に、本施設において提供するサービスの評価に関するアンケート等を毎年実施すること。
- ・指定管理者は、サービスの評価に関するアンケート用紙の作成、配布、回収及び分析を行い、その結果及びそれに対する改善策を市に報告すること。

②意見箱の設置

- ・施設利用者が自由に意見を提出できる意見箱を設置すること。

- ・寄せられた意見等については、その結果及びそれに対する改善策を市に報告すること。

③施設の運営管理に対する自己評価

指定管理者は、必要に応じて、施設の管理運営に関する自己評価を行い、その結果を事業報告書にまとめ、市に提出すること。

④その他報告書

その他市が必要と認める報告書を提出すること。

(3) 業務不履行時の処理

①管理運営業務が業務要求基準を満たしていない場合又は利用者が施設を利用する上で明らかに利便性を欠く場合、市は指定管理者に対して改善の指示を行うことができる。

②市は、指定管理者が市の指示に従わないときはその指定を取消し、又は期間を定めて管理運営業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

1 3 利用料金等について

(1) 利用料金

利用料金の額は、条例別表第2に定める範囲内において指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

(2) 管理に要する経費・指定管理料

自転車駐車場の管理運営に要する経費は利用料金収入をもって充当し、指定管理料は支払わないものとする。なお、原則として、収入が支出に満たない場合でも市は補填をしない。

1 4 納付金

指定管理者は、提案した金額を納付するものとする。

ただし、災害等不測の事情や指定管理者の責めに依らない急激な社会情勢の変化があった場合、市は協議に応じるものとする。

1 5 指定期間満了前の指定の取消し

(1) 市による指定の取消し

市は、次の事項のいずれかに該当すると認める場合は、指定期間満了前に指定管理者の指定を取消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができることとする。

①指定管理者が業務に際し不正行為を行ったとき。

②指定管理者が市に対し虚偽の報告を行い、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。

③指定管理者が協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき。

④自らの責めに帰すべき事由により、指定管理者から協定締結の解除の申出があったとき。

⑤指定管理者が次の事項のいずれかに該当するとき。

- ・募集要項に定める申請資格を失ったとき、又は申請資格がないことが判明したとき。
- ・資金事情の悪化等により、業務の遂行が困難であると認められるとき。

⑥その他市が必要と認めるとき。

(2) 不可抗力による指定の取消し

市又は指定管理者は、不可抗力の発生により、業務の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定取消しの協議を求めることができるものとする。

一定期間内に協議が整わない場合、市は指定の取消しを行うことができるものとし、指定の取消しに係る損害賠償は、市及び指定管理者ともに負わないものとする。

(3) 指定期間満了前の取消し時の措置に関する事項

- ①指定管理者の責めに帰すべき事由により、指定期間満了前に指定の取消しが行われた場合は、市に生じた損害は指定管理者が賠償することとする。
- ②指定管理者は、指定期間満了前の指定の取消しが行われた場合、その事由の如何を問わず、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとする。

1.6 次期指定管理者への引継ぎ

- (1) 指定管理者は、次期指定管理者が指定管理期間の始期から円滑かつ支障なく指定管理業務を実施できるよう業務引継ぎを行うこと。
- (2) 指定期間終了後若しくは指定の取消し等により次期指定管理者へ業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供するものとする。特に、定期利用者情報に関しては遺漏がないよう十分留意すること。
- (3) 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設及び設備を速やかに原状に復さなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

1.7 その他

(1) 監査

戸田市監査委員等が市の事務を監査するに当たり、必要に応じ実地調査及び必要な記録の提出を求められた場合、指定管理者は速やかに応じなければならない。

(2) 協議

指定管理者は、この仕様書に規定するほか、指定管理者の業務の内容及び処理について、疑義が生じた場合は市と協議し決定する。

資料 2

施設の改築及び修繕の実施並びに費用負担区分

区 分	項 目	内 容	実施区分		実施区分の考え方
			市	指	
建 物	改築又は大規模修繕	躯体、基礎軸組、鉄骨部分、小屋組等の取り替え	○		建築基準法施行令第1条に規定する「構造耐力上主要な部分」については、所有者である市が管理すべきものであるため、必要に応じて市が行う。
	上記以外の改築、改装	いわゆる「模様替え」		○	指定管理者は、改築等した部分についての権利を将来にわたって主張しないことが条件。
	見積額100万円未満の修繕			○	本来の効用持続年数を維持するために支出される費用であるため、指定管理者が実施する。
構 築 物 (サイクルラック等の設備を含む。)	新設等		—		基本的に構築物での新設等は考えていないが、必要に応じ協議する。
	資本的支出及び見積額100万円以上の修繕		○		
	見積額100万円未満の修繕			○	本来の効用持続年数を維持するために支出される費用であるため、指定管理者が実施する。
機 械 装 置	新設等		—		基本的に構築物での新設等は考えていないが、必要に応じ協議する。
	資本的支出及び見積額100万円以上の修繕		○		
	見積額100万円未満の修繕			○	本来の効用持続年数を維持するために支出される費用であるため、指定管理者が実施する。
基本的な考え方 ※1 市が所有権を有するものについて、本実施区分の対象となる。 ※2 指定管理者は、建築物の改築又は修繕、構築物の新設等又は修繕、機械装置の新設等又は修繕にあたっては、原則としてあらかじめ市の承認を受けなければならない。 サイクルラックについては、破損等が激しく交換が必要な場合は市が実施する。 ※3 原則として、本来の効用持続年数を維持するために必要な限度の維持修繕（小規模修繕：見積額100万円未満のもの等）は、施設の管理に付随するものであるため、指定管理者が実施し、それ以外は、市が実施する。					

資料 3

指定管理者文書取扱いについて

指定管理者は、公の施設の管理運営を行うにあたり、收受又は作成した文書の取扱いに関し、戸田市文書管理規程を参考に基準を定め、次のとおり文書管理に努めなければならない。

1 文書の定義

文書とは、職員が職務上收受又は作成したすべての書類及び図面並びに電磁的記録をいう。

2 文書取扱の原則

文書は、すべて正確、迅速、丁寧に取り扱い、常にその処理経過を明らかにし、事務能率の向上に役立つように処理しなければならない。

3 文書処理の年度

文書処理の年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、暦年ごとに区分することが適当なものについては、この限りでない。

4 指定管理者の職務

指定管理者は、常に文書事務が円滑かつ適正に処理されるように留意し、その促進に努めなければならない。

5 文書取扱責任者

(1) 指定管理者は、文書管理の責任者として、公の施設に文書取扱責任者を置く。

(2) 文書取扱責任者は、次に掲げる事務を処理しなければならない。

ア 文書事務の指導及び改善に関すること。

イ 文書の整理、保存及び廃棄に関すること。

ウ その他文書事務について必要なこと。

6 文書の管理

業務上收受又は作成したすべての文書は、活用するため事務室及び文書庫等で管理しなければならない。

7 文書の保管

(1) 文書は、常に系統的に分類、整理し、必要なときに直ちに取り出せるように保管しておかななければならない。

(2) 文書の保管用具は、原則としてA4サイズ3段キャビネットとする。ただし、このキャビネットに収納することが不適当な文書については、その他のキャビネット

ト、保管庫、図面庫又は書棚等それぞれ適当な用具を使用することができる。

(3) キャビネットは、原則として保管単位ごとに1箇所集中配列し、使用しなければならない。

(4) 文書は、個別フォルダー又はファイルに収納し、キャビネットの一定の位置に保管しなければならない。ただし、キャビネット以外に保管する文書については、それに適した用具に適宜編さんし、保管するものとする。

8 保管文書の点検整理

文書取扱責任者は、常に文書の点検整理を行わなければならない。

9 保管場所一覧表の作成

文書取扱責任者は、文書を系統的に整理保管するため、保管単位ごとに文書保管場所一覧表（別紙1）を作成するものとする。

10 保管年限及び基準

(1) 文書の保管する期間並びに基準は、特に法令で定めるものの他は、文書保管基準（別表1）に定める基準に基づき指定管理者が定めるものとする。

(2) 保管年限は、文書の完結した日の属する年度の翌年度の初日から起算する。ただし、暦年による文書は、文書の完結した日の属する年の翌年4月1日から起算する。

11 文書の廃棄

(1) 指定管理者は、保管の必要がないと認める文書について、これを廃棄するものとする。

(2) 文書の廃棄処理方法は、溶解、裁断、物理的破壊等適切な方法で行わなければならない。

12 文書管理について

水害等の災害を想定して、行政文書等が守られる場所に保管（保存）すること。また、退勤時は文書を保存しているキャビネット等を施錠し、情報漏えいに気を付けること。

別紙 1

文書保管場所一覧表（例）

引出 No.	ガイド名	個別フォルダー 又はファイル名	保存 年限	備 考
1	市提出書類	基本協定書・年度協定書	5 年	
		〇〇年度事業計画書	5 年	
		〇〇年度事業報告書	3 年	
		〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇年	
2	事業実施状況	〇〇事業	3 年	
		〇〇講習会	3 年	
	施設の利用状況	利用許可申請書・許可書	1 年	
3	施設管理業務	〇〇業務委託・報告書	3 年	
		〇〇業務委託・報告書	3 年	
		〇〇作業実施報告書	3 年	
	施設・物品維持 管理	〇〇機械修繕	永年	
		簡易な修繕	3 年	
4	経費の収支状況	〇〇〇〇〇〇	〇年	
5	市借用文書	〇〇文書	永年	
		〇〇設備図面	永年	
	個人情報文書	〇〇登録者名簿	永年	

別表 1

文書保存基準一覧表

保存年限	保 存 基 準
永年 (指定管理期間 終了後、次へ引き 継ぐべきもの)	1 市から借用している文書・図面等 2 市から貸与された個人情報 3 管理運営するに当たって収集した個人情報
5 年	1 重要な契約書及び許可書等 2 事業計画及びその実施に関する文書 3 事業報告及びその報告に関する文書 4 その他 5 年保存の必要があると認める文書
3 年	1 予算、決算、収支状況に関する文書 2 照会、回答、報告等の文書で 3 年保存の必要があると認める文書 3 その他 3 年保存の必要があると認める文書
1 年	1 軽易な照会、回答、報告等の文書で 1 年保存の必要があると認める文書 2 その他 1 年保存の必要があると認める文書

資料4

戸田市自転車駐車場現行使用料及び上限額

定期利用

(円)

区分		市内・外	条例(上限)	現行料金			
			月額	1ヶ月	3ヶ月(3%引き)	6ヶ月(5%引き)	年間(5%引き)
学生	自転車	市内	1,480	1,000	2,910	5,700	11,400
		市外	2,240	1,620	4,710	9,180	18,360
	原付	市内	1,860	1,350	3,900	7,680	15,360
		市外	2,800	2,020	5,850	11,460	22,920
一般	自転車	市内	2,240	1,500	4,350	8,520	17,040
		市外	3,360	2,430	7,050	13,800	27,600
	原付	市内	2,600	1,890	5,490	10,740	21,480
		市外	3,920	2,830	8,220	16,080	32,160

一時利用

(円)

区分	条例	現行料金		
	1回	入庫後 12時間まで	入庫後 24時間まで	以後 24時間毎
自転車	150	100	150	150
原付	300	200	250	250

資料5-1

戸田市自転車駐車場の利用状況

定期利用状況（令和3年度）

（単位：人）

自転車駐車場名	区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
戸田公園駅南第1自転車駐車場	自転車	503	499	498	494	494	493	479	479	476	476	476	476	487
	（うち減免）	28	28	28	28	28	28	27	27	27	27	27	27	28
戸田公園駅南第2自転車駐車場	自転車	1,559	1,772	1,800	1,825	1,830	1,841	1,820	1,813	1,814	1,803	1,779	1,761	1,785
	（うち減免）	10	11	11	14	13	13	14	14	13	10	12	12	12
	原動機付自転車	22	26	29	30	30	30	31	28	28	28	27	27	28
	（うち減免）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
戸田公園駅北自転車駐車場	自転車	1,009	1,103	1,133	1,152	1,154	1,161	1,140	1,139	1,151	1,153	1,143	1,127	1,130
	（うち減免）	21	22	22	22	22	22	22	22	22	23	23	23	22
	原動機付自転車	37	37	37	36	36	37	36	37	37	38	38	37	37
	（うち減免）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
戸田駅南自転車駐車場	自転車	785	868	884	884	882	894	890	894	897	896	888	879	878
	（うち減免）	4	6	6	6	6	6	6	6	7	7	7	7	6
	原動機付自転車	17	22	23	22	22	23	22	23	23	24	24	23	22
	（うち減免）	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	0
戸田駅北第1自転車駐車場	自転車	436	437	435	430	427	427	415	411	407	405	404	404	420
	（うち減免）	12	13	13	13	13	13	13	13	13	13	12	12	13
	原動機付自転車	7	7	7	7	8	8	8	8	8	9	9	8	8
	（うち減免）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
戸田駅北第2自転車駐車場	自転車	256	304	318	328	326	339	334	335	334	344	336	323	323
	（うち減免）	2	2	2	2	2	2	3	2	2	2	2	2	2
	原動機付自転車	7	8	8	9	9	9	9	8	9	9	9	9	9
	（うち減免）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北戸田駅南自転車駐車場	自転車	297	363	388	391	389	390	389	390	391	391	384	370	378
	（うち減免）	6	6	6	6	6	5	5	5	5	5	5	5	5
	原動機付自転車	12	11	10	10	9	9	10	10	10	12	12	12	11
	（うち減免）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
北戸田駅北自転車駐車場	自転車	852	984	1,005	1,016	1,011	1,026	1,018	1,020	1,026	1,024	1,006	991	998
	（うち減免）	13	14	15	15	14	15	14	15	15	15	15	15	15
	原動機付自転車	18	19	20	19	18	18	17	17	18	18	17	17	18
	（うち減免）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	自転車	5,697	6,330	6,461	6,520	6,513	6,571	6,485	6,481	6,496	6,492	6,416	6,331	6,399
	（うち減免）	96	102	103	106	104	104	104	104	104	102	103	103	103
	原動機付自転車	120	130	134	133	132	134	133	131	133	138	136	133	132
	（うち減免）	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	1
自転車+原付合計		5,817	6,460	6,595	6,653	6,645	6,705	6,618	6,612	6,629	6,630	6,552	6,464	6,532
（うち減免）		97	103	104	107	105	105	105	106	106	104	105	105	104

資料5-1

戸田市自転車駐車場の利用状況

定期利用状況（令和4年度）

（単位：人）

自転車駐車場名	区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
戸田公園駅南第1自転車駐車場	自転車	651	649	648	644	642	640	631	629	628	625	623	621	636
	（うち減免）	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31
戸田公園駅南第2自転車駐車場	自転車	1,450	1,623	1,676	1,705	1,699	1,717	1,717	1,734	1,747	1,737	1,732	1,731	1,689
	（うち減免）	5	6	6	6	5	5	5	5	5	5	5	5	5
	原動機付自転車	48	54	56	54	54	54	54	55	56	56	57	58	55
	（うち減免）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
戸田公園駅北自転車駐車場	自転車	1,060	1,128	1,163	1,184	1,186	1,204	1,207	1,223	1,229	1,231	1,228	1,237	1,190
	（うち減免）	21	21	21	21	20	21	21	21	21	21	20	20	21
	原動機付自転車	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
	（うち減免）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
戸田駅南自転車駐車場	自転車	745	830	857	857	864	868	856	864	865	854	850	851	847
	（うち減免）	4	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	10	9
	原動機付自転車	22	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23
	（うち減免）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
戸田駅北第1自転車駐車場	自転車	532	561	575	576	582	589	579	585	594	592	606	619	583
	（うち減免）	12	12	12	12	12	12	12	12	14	14	14	14	13
	原動機付自転車	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4	5	5	4
	（うち減免）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
戸田駅北第2自転車駐車場	自転車	209	227	231	232	233	232	232	235	237	236	239	239	232
	（うち減免）	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	原動機付自転車	8	8	9	10	10	9	12	12	12	12	13	13	11
	（うち減免）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北戸田駅南自転車駐車場	自転車	258	276	293	289	287	292	290	292	294	282	282	278	284
	（うち減免）	4	4	4	4	4	4	3	3	4	3	4	4	4
	原動機付自転車	25	26	28	29	32	31	32	30	31	33	32	32	30
	（うち減免）	1	1	1	1	2	2	2	1	1	1	1	0	1
北戸田駅北自転車駐車場	自転車	1,010	1,143	1,203	1,225	1,232	1,255	1,262	1,269	1,271	1,257	1,257	1,258	1,220
	（うち減免）	16	19	19	19	19	21	21	22	21	21	23	23	20
	原動機付自転車	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
	（うち減免）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	自転車	5,915	6,437	6,646	6,712	6,725	6,797	6,774	6,831	6,865	6,814	6,817	6,834	6,681
	（うち減免）	93	103	103	103	100	103	102	103	105	104	106	107	103
	原動機付自転車	122	129	134	134	137	135	139	138	140	142	144	145	137
	（うち減免）	2	2	2	2	3	3	3	2	2	2	2	1	2
自転車+原付合計		6,037	6,566	6,780	6,846	6,862	6,932	6,913	6,969	7,005	6,956	6,961	6,979	6,817
（うち減免）		95	105	105	105	103	106	105	105	107	106	108	108	105

資料5-1

戸田市自転車駐車場の利用状況

定期利用状況（令和5年度）

（単位：人）

自転車駐車場名	区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
戸田公園駅南第1自転車駐車場	自転車	577	571	570	568	568	565	600	599	598	595	595	595	583
	（うち減免）	31	31	31	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32
戸田公園駅南第2自転車駐車場	自転車	1,685	1,748	1,788	1,801	1,810	1,815	1,796	1,804	1,805	1,806	1,804	1,812	1,790
	（うち減免）	4	4	4	4	4	4	4	4	4	5	5	6	4
	原動機付自転車	55	55	57	57	58	58	56	56	55	56	58	56	56
	（うち減免）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
戸田公園駅北自転車駐車場	自転車	1,177	1,230	1,273	1,278	1,288	1,305	1,298	1,308	1,312	1,313	1,315	1,313	1,284
	（うち減免）	19	20	20	20	22	22	23	24	24	24	24	24	22
	原動機付自転車	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
	（うち減免）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
戸田駅南自転車駐車場	自転車	800	823	848	851	846	857	853	854	852	850	861	855	846
	（うち減免）	11	11	12	12	12	13	13	13	13	13	13	13	12
	原動機付自転車	23	23	23	23	23	23	21	21	21	21	21	21	22
	（うち減免）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
戸田駅北第1自転車駐車場	自転車	583	608	621	625	627	635	629	642	638	640	632	635	626
	（うち減免）	13	13	12	12	12	12	12	13	13	13	13	15	13
	原動機付自転車	4	4	4	4	4	4	4	4	4	3	3	3	4
	（うち減免）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
戸田駅北第2自転車駐車場	自転車	228	241	248	250	253	255	247	249	255	256	256	251	249
	（うち減免）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	原動機付自転車	12	16	20	21	24	24	25	25	25	28	29	31	23
	（うち減免）	0	0	0	0	0	0	1	1	1	2	2	2	1
北戸田駅南自転車駐車場	自転車	239	244	252	254	256	259	258	256	257	257	252	250	253
	（うち減免）	4	3	3	3	3	4	4	4	4	4	4	5	4
	原動機付自転車	29	34	32	32	33	33	33	33	32	32	33	31	32
	（うち減免）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北戸田駅北自転車駐車場	自転車	1,232	1,281	1,317	1,321	1,319	1,325	1,320	1,329	1,328	1,325	1,322	1,311	1,311
	（うち減免）	23	23	26	26	26	25	25	25	26	26	25	25	25
	原動機付自転車	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	（うち減免）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	自転車	6,521	6,746	6,917	6,948	6,967	7,016	7,001	7,041	7,045	7,042	7,037	7,022	6,942
	（うち減免）	105	105	108	109	111	112	113	115	116	117	116	120	112
	原動機付自転車	136	145	149	150	155	155	152	152	150	153	157	155	151
	（うち減免）	1	1	1	1	1	1	2	2	2	3	4	3	2
自転車+原付合計		6,657	6,891	7,066	7,098	7,122	7,171	7,153	7,193	7,195	7,195	7,194	7,177	7,093
（うち減免）		106	106	109	110	112	113	115	117	118	120	120	123	114

戸田市自転車駐車場の利用状況

一時利用状況(令和3年度)

(単位:台)

自転車駐車場名	区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
戸田公園駅南第1自転車駐車場	自転車	17,180	14,062	16,385	17,792	15,598	16,557	19,801	21,275	21,094	17,433	15,002	20,134	212,313
戸田公園駅北自転車駐車場	自転車	8,012	6,436	7,329	7,334	6,505	6,806	8,243	9,360	9,067	7,052	6,056	8,151	90,351
	原動機付自転車	38	93	112	94	117	96	87	110	143	93	79	96	1,158
戸田駅南自転車駐車場	自転車	5,837	4,435	5,003	4,850	4,319	4,310	5,210	5,591	5,434	4,631	3,903	5,348	58,871
	原動機付自転車	51	19	9	20	16	6	5	4	9	5	10	13	167
戸田駅北第1自転車駐車場	自転車	14,072	11,865	13,652	13,013	12,369	12,519	14,563	15,473	15,391	12,650	11,253	14,380	161,200
	原動機付自転車	85	67	77	63	72	58	59	78	50	32	42	57	740
北戸田駅南自転車駐車場	自転車	5,458	4,239	4,927	4,538	4,180	4,042	4,860	5,160	5,146	3,877	3,207	4,119	53,753
	原動機付自転車	148	117	127	113	98	113	124	150	144	120	104	132	1,490
北戸田駅北自転車駐車場	自転車	15,103	11,701	12,844	11,701	11,311	11,397	13,785	14,651	14,598	11,606	10,143	13,371	152,211
	原動機付自転車	39	49	48	49	54	37	37	53	66	41	40	40	553
合計	自転車	65,662	52,738	60,140	59,228	54,282	55,631	66,462	71,510	70,730	57,249	49,564	65,503	728,699
	原動機付自転車	361	345	373	339	357	310	312	395	412	291	275	338	4,108
自転車+原付合計		66,023	53,083	60,513	59,567	54,639	55,941	66,774	71,905	71,142	57,540	49,839	65,841	732,807

資料5-2

戸田市自転車駐車場の利用状況

一時利用状況(令和4年度)

(単位:台)

自転車駐車場名	区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
戸田公園駅南第1自転車駐車場	自転車	18,516	18,886	19,891	19,625	19,730	19,492	21,287	20,338	20,509	19,303	18,042	20,031	235,650
戸田公園駅北自転車駐車場	自転車	8,993	8,926	9,755	9,203	8,687	9,029	9,913	9,849	9,696	9,114	8,634	9,578	111,377
	原動機付自転車	116	115	125	135	172	177	180	141	142	95	104	108	1,610
戸田駅南自転車駐車場	自転車	6,098	5,766	6,251	6,022	5,533	5,523	5,864	5,683	5,596	5,295	5,055	5,840	68,526
	原動機付自転車	24	13	8	6	12	24	13	7	25	6	3	6	147
戸田駅北第1自転車駐車場	自転車	14,266	14,379	15,773	14,856	14,386	14,415	15,094	15,030	14,948	14,052	13,266	14,857	175,322
	原動機付自転車	56	61	61	58	46	45	84	73	90	91	68	91	824
北戸田駅南自転車駐車場	自転車	4,441	4,077	4,606	4,522	4,330	4,257	4,587	4,500	4,388	3,861	3,588	4,237	51,394
	原動機付自転車	107	93	100	108	94	108	101	87	73	74	54	84	1,083
北戸田駅北自転車駐車場	自転車	14,912	14,307	14,751	14,287	13,865	13,779	13,885	14,091	13,924	12,679	11,944	13,455	165,879
	原動機付自転車	42	72	83	81	66	72	78	71	79	53	51	70	818
合計	自転車	67,226	66,341	71,027	68,515	66,531	66,495	70,630	69,491	69,061	64,304	60,529	67,998	808,148
	原動機付自転車	345	354	377	388	390	426	456	379	409	319	280	359	4,482
自転車+原付合計		67,571	66,695	71,404	68,903	66,921	66,921	71,086	69,870	69,470	64,623	60,809	68,357	812,630

資料5-2

戸田市自転車駐車場の利用状況

一時利用状況(令和5年度)

(単位:台)

自転車駐車場名	区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
戸田公園駅南第1自転車駐車場	自転車	21,029	20,312	20,281	23,121	22,497	21,245	21,156	21,357	21,736	19,701	17,510	19,797	249,742
戸田公園駅北自転車駐車場	自転車	10,789	10,066	9,813	11,304	10,688	10,270	11,219	10,604	10,792	9,459	7,923	7,087	120,014
	原動機付自転車	102	120	134	144	131	84	91	89	91	78	81	60	1,205
戸田駅南自転車駐車場	自転車	6,509	6,141	5,551	6,829	6,703	6,299	6,573	6,315	6,267	5,385	4,971	5,611	73,154
	原動機付自転車	18	13	24	43	29	30	18	18	8	10	32	22	265
戸田駅北第1自転車駐車場	自転車	15,686	14,516	14,364	16,416	15,884	15,520	16,217	15,425	15,146	13,669	12,125	12,974	177,942
	原動機付自転車	69	38	32	62	52	59	36	28	29	13	37	39	494
北戸田駅南自転車駐車場	自転車	4,507	4,198	4,146	4,912	4,610	4,311	4,487	4,271	3,984	3,558	3,125	3,476	49,585
	原動機付自転車	91	77	107	95	94	75	56	50	44	38	28	36	791
北戸田駅北自転車駐車場	自転車	14,766	13,749	13,451	15,451	14,635	14,348	14,928	14,296	15,214	13,427	11,270	12,863	168,398
	原動機付自転車	102	68	69	90	79	82	79	85	79	70	86	84	973
合計	自転車	73,286	68,982	67,606	78,033	75,017	71,993	74,580	72,268	73,139	65,199	56,924	61,808	838,835
	原動機付自転車	382	316	366	434	385	330	280	270	251	209	264	241	3,728

自転車+原付合計	73,668	69,298	67,972	78,467	75,402	72,323	74,860	72,538	73,390	65,408	57,188	62,049	842,563
----------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------

資料6

戸田市自転車駐車場の使用料収入実績

利用売上(令和3年度)

(円)

	自転車駐車場名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	小計
定期利用	戸田公園駅南第1自転車駐車場	7,764,960	5,100	26,670	5,100	5,100	287,940	8,100	5,100	18,150	2,250	3,750	0	8,132,220
	戸田公園駅南第2自転車駐車場	24,053,375	294,660	472,880	317,040	204,530	1,418,570	674,680	270,060	351,225	276,840	317,600	11,620	28,663,080
	戸田公園駅北自転車駐車場	15,515,175	234,480	310,035	202,030	202,760	1,021,405	388,285	194,980	249,020	152,250	219,030	3,000	18,692,450
	戸田駅南自転車駐車場	12,108,370	185,730	242,110	227,620	171,570	1,027,450	375,380	161,035	228,570	182,505	219,035	1,500	15,130,875
	戸田駅北第1自転車駐車場	6,340,270	12,350	48,940	19,150	5,500	335,220	13,845	1,500	48,810	5,280	3,390	0	6,834,255
	戸田駅北第2自転車駐車場	4,223,340	132,535	178,955	92,245	134,935	398,165	192,535	77,525	199,475	87,945	104,695	3,930	5,826,280
	北戸田駅南自転車駐車場	5,298,130	247,840	195,130	170,860	96,310	604,640	334,610	154,300	188,540	131,810	152,440	9,430	7,584,040
	北戸田駅北自転車駐車場	12,561,560	217,640	323,115	231,500	188,615	724,265	467,275	223,720	258,455	184,820	239,320	7,000	15,627,285
	返金	-124,500	-138,070	-209,130	-139,740	-155,150	-47,185	-140,400	-58,910	-89,150	-20,640	-13,340	-5,190	-1,141,405
	小計	87,740,680	1,192,265	1,588,705	1,125,805	854,170	5,770,470	2,314,310	1,029,310	1,453,095	1,003,060	1,245,920	31,290	105,349,080
一時利用	戸田公園駅南第1自転車駐車場	1,989,950	1,639,250	1,891,650	2,084,250	1,842,300	1,947,900	2,330,000	2,515,400	2,495,950	2,073,800	1,766,000	2,398,900	24,975,350
	戸田公園駅北自転車駐車場	938,250	767,400	869,400	894,150	794,100	814,550	982,150	1,124,800	1,108,800	872,500	741,050	1,002,400	10,909,550
	戸田駅南自転車駐車場	730,800	552,650	619,050	607,450	543,800	524,950	640,200	680,200	667,000	596,000	498,000	672,650	7,332,750
	戸田駅北第1自転車駐車場	1,729,300	1,457,850	1,687,750	1,596,100	1,535,100	1,545,800	1,798,700	1,925,200	1,930,100	1,585,500	1,395,250	1,807,800	19,994,450
	北戸田駅南自転車駐車場	694,450	536,800	613,950	574,250	513,300	505,650	613,450	648,000	650,900	486,150	409,400	509,800	6,756,100
	北戸田駅北自転車駐車場	1,873,200	1,494,300	1,588,100	1,599,350	1,445,800	1,425,100	1,722,400	1,828,100	1,842,000	1,500,400	1,270,800	1,672,450	19,262,000
	返金	-300	0	-1,150	0	0	0	0	-1,600	0	0	-1,100	0	-4,150
	小計	7,955,650	6,448,250	7,268,750	7,355,550	6,674,400	6,763,950	8,086,900	8,720,100	8,694,750	7,114,350	6,079,400	8,064,000	89,226,050
総合計		95,696,330	7,640,515	8,857,455	8,481,355	7,528,570	12,534,420	10,401,210	9,749,410	10,147,845	8,117,410	7,325,320	8,095,290	194,575,130

※定期利用者(利用希望者)は定期利用開始日の前月に定期利用料金を支払うこととなっているが、支払いが遅れ、利用開始月に支払ったケースがある。
※年度単位で計算する都合、4月から定期利用を開始した利用者の利用料金については、3月には計上せず、4月に計上した。

資料6

戸田市自転車駐車場の使用料収入実績

利用売上(令和4年度)

(円)

	自転車駐車場名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	小計
定期利用	戸田公園駅南第1自転車駐車場	9,979,560	8,250	77,670	6,750	6,750	541,740	15,270	6,750	45,900	6,750	6,750	0	10,702,140
	戸田公園駅南第2自転車駐車場	23,121,950	702,970	545,530	289,570	294,990	1,310,630	592,080	421,290	517,840	332,340	384,420	0	28,513,610
	戸田公園駅北自転車駐車場	15,762,965	470,540	460,615	236,740	236,395	1,116,085	333,570	286,665	404,345	267,290	281,805	0	19,857,015
	戸田駅南自転車駐車場	11,839,925	322,070	368,630	278,005	124,720	995,110	317,385	176,520	199,850	215,755	224,200	0	15,062,170
	戸田駅北第1自転車駐車場	8,028,900	122,150	149,250	108,810	122,880	413,310	188,140	186,550	85,390	164,100	266,160	0	9,835,640
	戸田駅北第2自転車駐車場	3,594,725	76,510	149,890	122,170	22,600	340,550	124,180	81,120	89,170	163,030	74,250	0	4,838,195
	北戸田駅南自転車駐車場	4,826,730	178,680	159,150	99,390	148,170	510,700	134,380	151,280	130,190	91,945	84,460	0	6,515,075
	北戸田駅北自転車駐車場	15,029,210	600,285	520,930	345,785	335,040	1,349,220	480,305	407,685	438,910	372,945	405,915	0	20,286,230
	返金	-93,930	-80,210	-113,460	-152,430	-170,110	-73,890	-119,280	-83,255	-57,680	-63,900	-56,865	0	-1,065,010
	小計	92,090,035	2,401,245	2,318,205	1,334,790	1,121,435	6,503,455	2,066,030	1,634,605	1,853,915	1,550,255	1,671,095	0	114,545,065
一時利用	戸田公園駅南第1自転車駐車場	2,244,350	2,266,050	2,370,300	2,349,100	2,370,800	2,349,800	2,550,900	2,420,000	2,433,300	2,295,800	2,149,700	2,389,250	28,189,350
	戸田公園駅北自転車駐車場	1,097,250	1,089,850	1,172,500	1,117,350	1,077,200	1,124,900	1,232,350	1,199,300	1,184,100	1,104,300	1,039,200	1,170,150	13,608,450
	戸田駅南自転車駐車場	780,850	717,950	773,950	752,050	704,950	707,300	745,200	701,050	701,800	660,400	639,650	735,900	8,621,050
	戸田駅北第1自転車駐車場	1,809,100	1,801,550	1,946,800	1,870,100	1,804,300	1,802,300	1,918,950	1,884,900	1,880,100	1,781,000	1,682,150	1,909,700	22,090,950
	北戸田駅南自転車駐車場	551,350	499,650	562,600	561,500	528,300	529,450	564,950	550,750	527,850	472,150	437,150	521,750	6,307,450
	北戸田駅北自転車駐車場	1,905,850	1,810,050	1,844,300	1,819,500	1,795,200	1,759,150	1,763,250	1,775,100	1,758,500	1,595,000	1,505,250	1,697,200	21,028,350
	返金	0	0	0	0	-900	-2,100	0	0	0	0	0	0	-3,000
	小計	8,388,750	8,185,100	8,670,450	8,469,600	8,279,850	8,270,800	8,775,600	8,531,100	8,485,650	7,908,650	7,453,100	8,423,950	99,842,600
総合計		100,478,785	10,586,345	10,988,655	9,804,390	9,401,285	14,774,255	10,841,630	10,165,705	10,339,565	9,458,905	9,124,195	8,423,950	214,387,665

※定期利用者(利用希望者)は定期利用開始日の前月に定期利用料金を支払うこととなっている。
※年度単位で計算する都合、4月から定期利用を開始した利用者の利用料金については、3月には計上せず、4月に計上した。

資料6

戸田市自転車駐車場の使用料収入実績

利用売上(令和5年度)

(円)

	自転車駐車場名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	小計
定期利用	戸田公園駅南第1自転車駐車場	8,850,220	8,250	60,585	6,750	6,750	937,005	39,330	5,250	50,565	5,250	5,250	0	9,975,205
	戸田公園駅南第2自転車駐車場	22,413,030	1,139,140	671,570	514,690	472,750	1,449,420	771,250	694,160	763,850	458,655	630,230	0	29,978,745
	戸田公園駅北自転車駐車場	14,849,605	823,455	650,095	484,535	574,460	1,080,130	576,820	439,170	533,710	592,040	591,270	0	21,195,290
	戸田駅南自転車駐車場	10,359,695	558,470	536,545	337,735	323,610	910,920	395,670	300,680	348,215	309,105	425,930	0	14,806,575
	戸田駅北第1自転車駐車場	7,375,870	300,100	254,150	310,110	211,290	485,940	347,270	312,220	204,210	261,840	315,720	0	10,378,720
	戸田駅北第2自転車駐車場	3,385,830	354,450	204,690	200,850	137,760	339,480	245,890	177,210	188,835	245,125	146,305	0	5,626,425
	北戸田駅南自転車駐車場	3,894,470	267,160	190,780	127,690	253,240	444,940	237,490	135,760	138,870	117,940	147,210	0	5,955,550
	北戸田駅北自転車駐車場	14,374,910	1,015,980	595,290	555,560	542,810	1,287,540	836,545	558,050	589,945	473,110	539,775	0	21,369,515
	返金	-153,445	-124,750	-110,660	-54,380	-164,710	-213,535	-347,240	-113,090	-85,920	-41,670	-57,140	0	-1,466,540
	小計	85,350,185	4,342,255	3,053,045	2,483,540	2,357,960	6,721,840	3,103,025	2,509,410	2,732,280	2,421,395	2,744,550	0	117,819,485
一時利用	戸田公園駅南第1自転車駐車場	2,502,600	2,420,900	2,416,200	2,735,850	2,671,950	2,530,050	2,520,200	2,533,700	2,566,850	2,330,300	2,075,900	2,350,500	29,655,000
	戸田公園駅北自転車駐車場	1,301,950	1,221,000	1,181,750	1,367,400	1,301,500	1,236,750	1,348,250	1,269,050	1,292,400	1,149,450	969,250	863,950	14,502,700
	戸田駅南自転車駐車場	816,750	773,400	694,000	860,500	860,700	801,300	821,650	783,850	765,900	667,750	623,250	714,650	9,183,700
	戸田駅北第1自転車駐車場	1,990,150	1,838,850	1,812,100	2,068,350	2,021,200	1,975,450	2,039,500	1,941,550	1,895,750	1,722,400	1,542,100	1,666,550	22,513,950
	北戸田駅南自転車駐車場	553,200	510,200	512,800	599,900	568,700	524,350	535,500	504,250	472,750	424,700	373,150	422,900	6,002,400
	北戸田駅北自転車駐車場	1,835,650	1,736,700	1,687,450	1,930,700	1,826,950	1,779,700	1,869,650	1,778,550	1,873,800	1,680,100	1,431,850	1,628,900	21,060,000
	返金	0	0	0	-100	-300	-100	-100	-300	-1,650	-900	-200	-100	-3,750
	小計	9,000,300	8,501,050	8,304,300	9,562,600	9,250,700	8,847,500	9,134,650	8,810,650	8,865,800	7,973,800	7,015,300	7,647,350	102,914,000
総合計		94,350,485	12,843,305	11,357,345	12,046,140	11,608,660	15,569,340	12,237,675	11,320,060	11,598,080	10,395,195	9,759,850	7,647,350	220,733,485

※定期利用者(利用希望者)は定期利用開始日の前月に定期利用料金を支払うこととなっている。
※年度単位で計算する都合、4月から定期利用を開始した利用者の利用料金については、3月には計上せず、4月に計上した。

資料7

戸田市自転車駐車場の収支状況(令和3年度～5年度)

1. 収入

[単位:円]

費目(決算種別)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
指定管理料	0	0	0
利用料金収入(定期)	105,349,080	114,545,065	117,819,485
利用料金収入(一時)	89,226,050	99,842,600	102,914,000
事業収入	0	0	0
雑収入	0	0	0
その他	0	0	0
	0	0	0
合計	194,575,130	214,387,665	220,733,485

2. 支出

[単位:円]

費目(決算種別)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人件費	26,213,714	23,832,681	32,313,205
報償費	0	0	0
旅費	0	0	0
需用費	33,088,436	35,030,221	10,343,577
役務費	43,562,863	46,930,989	49,197,882
委託料	4,196,400	3,773,157	3,643,200
使用料及び賃借料	418,260	663,710	557,538
原材料費	0	0	0
公租公課	0	0	7,466,811
備品購入費	0	0	0
納付金	75,000,000	75,000,000	75,000,000
本社経費	23,349,015	25,726,521	46,354,033
その他	0	0	0
合計	205,828,688	210,957,279	224,876,246

戸田市指定管理者候補者審査基準(戸田市自転車駐車場) — 評価表 —

評価のポイント	得点			
	優	やや優れている	やや劣っている	劣
1 市が設置する公の施設としての役割を適切に担うことができるか	(20点)			
① 公の自転車駐車場を管理運営した実績はあるか。	10	7	4	1
② 法人等の経営基盤は安定しているか。 また、財務諸表のバランスはとれているか。	10	7	4	1
2 利用者本位の柔軟なサービスを提供できるか	(35点)			
① 自転車駐車場の現状と課題を理解しているか。	5	4	2	1
② 定期利用のWEB・書類による併用受付やキャッシュレス決済など、利用者の利便性を維持・向上させる提案がされているか。 また、不慣れな利用者への配慮がなされているか。	10	7	4	1
③ 子ども乗せ自転車・新基準原付等の収容台数の維持・拡充に向けた実行計画が提案されているか。	10	7	4	1
④ 「満空表示」、「スマホ空き案内」、「自転車用ヘルメットの保管」等に関する提案がされているか。	5	4	2	1
⑤ その他、現在実施されていない新たなサービス導入に関する実行計画が提案されているか。	5	4	2	1
3 効果的かつ効率的な管理・運営を実施できるか	(55点)			
① 省人化やDX化などを踏まえ、自転車駐車場の状況を的確に反映した合理的かつ効果的な人員配置や業務管理体制が提案されているか。	10	7	4	1
② 市内雇用や高齢者雇用に配慮した雇用計画が提案されているか。	5	4	2	1
③ 自転車駐車場入退場時の安全確保対策や自転車駐車場内の走行禁止の徹底、苦情等への対応策が提案されているか。	5	4	2	1
④ 緊急時(事故・犯罪被害・自然災害等)における利用者の安全確保等が提案されているか。	5	4	2	1
⑤ 受付方法や多数応募があった場合の抽選方法など、公正かつ公平な運営が提案されているか。	5	4	2	1
⑥ 稼働率が低い自転車駐車場の改善及び実行計画が提案されているか。	15	10	6	1
⑦ 自転車駐車場管理事業の引継ぎにあたって、設備の入替えや定期利用者情報の引継ぎなど、利用者への影響を最小限に留める円滑な方法や体制について提案されているか。	10	7	4	1

評価のポイント	得点			
	優	やや優れている	やや劣っている	劣
4 事業計画の妥当性	(70点)			
① 提案されている事業計画は、実現可能なものか。 (収支予算計画を含む)	20	13	7	1
② 利用者に過度の負担をかけない、社会通念上、許容される利用料金が提案されているか。	10	7	4	1
③ 「定期」・「一時」、「市内」・「市外」、「一般」・「学生」の区分に応じた利用料金が提案されているか。	10	7	4	1
④ 駅改札との距離や自転車駐車場施設の階層に応じた利用料金が提案されているか。	10	7	4	1
⑤ 納付金は過去の納付実績を踏まえ、創意工夫されているか。 【参考】 現在の指定管理期間(平成 28 年度～令和 7 年度)の納付金総額 754,613,423 円(予定)	20	13	7	1
5 個人に関する情報の適切な取扱いは確保されているか	(10点)			
① 個人に関する情報の取扱いの基本的な考え方が示されているか。	5	4	2	1
② 適切な情報管理体制が整備され、従業員に十分周知されているか。	5	4	2	1
6 その他	(10点)			
① 戸田市バイシクルシティ推進プランや地球温暖化への配慮などの提案があるか。	10	7	4	1

合計 / 200

得点率 0.00 / 100

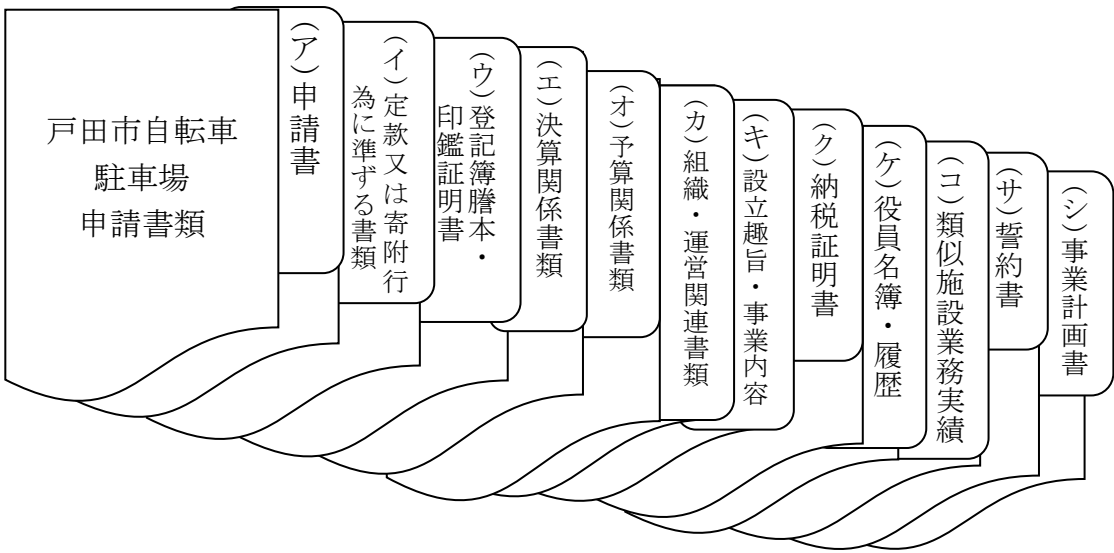
資料 9

提出資料の綴り方について

戸田市自転車駐車場指定管理者の申請書類は以下のとおりに綴じて、正本 1 部、副本 1 1 部提出願います（正本の表紙及び背表紙に「正本」と表記。）。

また、各項目に見出し（以下のとおりインデックスシールなど）を付けてください。

【綴り方例】



別紙様式 1 - 1

第 9 号様式（第 1 2 条関係）

戸田市自転車駐車場指定管理者指定申請書

年 月 日

(宛先)

戸田市長

	主たる事務所の所在地
申請者	法人又は団体の名称
	代表者の氏名
	電話番号

戸田市自転車駐車場の指定管理者の指定を受けたいので、戸田市自転車駐車場条例第 1 6 条第 1 項の規定により下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 事業計画書
- 2 定款若しくは規約又はこれらに類する書類
- 3 本団体の活動実績を説明する書類
- 4 本団体の経営状況を説明する書類
- 5 本団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに類する書類
- 6 その他（ ）

別紙様式 1 - 2

指定管理者の指定に係るグループによる申請書

1 戸田市自転車駐車場に係る指定管理者の募集に、下記の通りグループで申請します。

[グループの名称]

2 下記の者を代表者と定め、次の権限を委任します。

[代表者]

記

1 グループ構成員

代表者	所 在 地	
	法 人 等 名	
	代表者氏名	
	電 話 番 号	
構成員	所 在 地	
	法 人 等 名	
	代表者氏名	
	電 話 番 号	
構成員	所 在 地	
	法 人 等 名	
	代表者氏名	
	電 話 番 号	

2 代表者への委任事項

- (1) 戸田市自転車駐車場の指定管理者申請関係書類の作成及び提出に関する事項
- (2) 指定管理者候補者選定に関する面接審査への出席に関する事項

法人等名
代表者氏名

法人等名
代表者氏名

法人等名
代表者氏名

* 構成員の数によって行数は調整してください。
* グループの協定書又はこれに準ずる書類（様式は任意）を添付してください。

別紙様式2

誓 約 書

年 月 日

(宛先)

戸田市長

申請者

所在地

法人等名

代表者氏名

戸田市自転車駐車場の指定管理者の指定の申請を行うに当たり、下記事項について真実に相違ありません。

記

- 1 戸田市自転車駐車場指定管理者募集要項に定める「3（1）応募資格」の要件をすべて満たしています。また、募集要項「3（2）応募の制限」に定めるすべての項目に該当いたしません。
- 2 当該申請に係る提出書類に、虚偽又は不正はありません。

別紙様式 3

年 月 日 提出

戸田市自転車駐車場 指定管理者事業計画書			
法人等名			
代表者名		設立年月日	年 月 日
所在地			
電話番号		F A X 番号	
現在運営している施設名	所 在 地		運営開始年月日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
事 業 計 画			
以下の項目について計画（提案）を記入してください（別紙可）。			
1 指定管理業務を行うに当たっての基本方針 2 サービス等を向上させるための方策 3 施設・設備の維持管理計画 4 管理執行体制 5 自転車駐車場の管理運営に係る令和 8 年度収支予算案 6 指定期間 5 年間の計画 7 利用料金に関する考え方 8 設備の入替に関する考え方 9 定期利用者情報の引継ぎ 10 多様な自転車や新基準原付等への対応 11 戸田市バイシクルシティ推進プランの推進 12 滞りなく自転車駐車場を稼働するための考え方 13 個人に関する情報の取扱いについての基本方針 14 利用者のトラブルの未然防止と対処方法 15 公正・公平な利用の確保 16 危機管理に対する方針 17 環境等への配慮 18 その他の提案について			

※ 必要であれば、表や図を別紙として添付してください。

※ 用紙サイズはA版とし、ページ数についての制限はありません。

※ 文字のフォントはMS 明朝、サイズは 12 ポイントとしてください。

募集要項の内容等に関する質問書

法人等名
担当者名
連絡先：電話
 ： F A X
 ： 電子メール

質問項目	質問内容

説明会参加申込書

戸田市自転車駐車場の指定管理者選定にかかる説明会に参加を申し込みます。

1 法人等名 _____
担当者名 (_____)
連絡先：電話 _____
 : F A X _____
 : 電子メール _____

2 当日参加者 _____ 名

3 施設見学参加の有無 有 • 無

別紙様式 6

辞 退 届

年 月 日

(宛先)
戸田市長

申請者
所在地
法人等名
代表者氏名

担当者氏名
連絡先 電話番号：
FAX番号：
電子メール：

年 月 日付で戸田市自転車駐車場に係る指定管理者指定申請書を提出しましたが、辞退いたします。

1 辞退理由